

住まいの保障 について考えよう

住まいは大きな財産の1つです。
火災はもちろん風水害や地震などの自然災害にも備えましょう。



住宅を購入したり、賃貸住宅に住む時は、どんな保障を備えれば安心かしら？

火災や自然災害による住宅被害は、経済的負担が大きいため、持ち家・賃貸住宅どちらの場合でも保障を備えることが重要です。



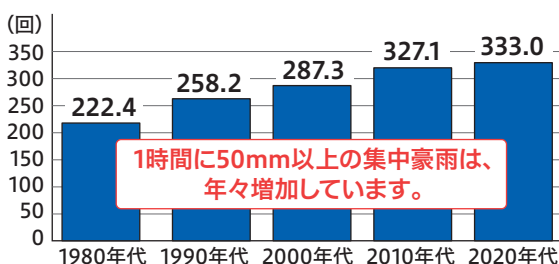
さまざまな災害が各地で多発！住まいのリスクとは？

年々増加する集中豪雨！被害は甚大！ 豪雨

激しい雨が数時間にわたって降り続く集中豪雨や、突発的なゲリラ豪雨により、河川の氾濫や堤防の決壊など、甚大な被害がもたらされています。



集中豪雨の10年毎の平均発生回数



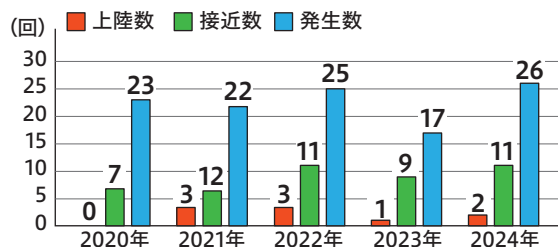
気象庁「大雨や猛暑日など(極端現象)のこれまでの変化」より
※全国の1時間降水量50mm以上の年間発生回数の経年変化

大型化で、さまざまな災害が発生！ 台風

毎年多くの住宅に被害をもたらしている台風。洪水、高潮、土砂崩れなど、二次災害、三次災害が起こる可能性もあります。



直近5年間に発生・接近・上陸した台風の数



気象庁「台風の統計資料」より

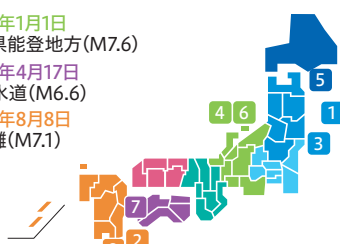
全国各地で頻発！地震大国の日本！ 地震

地震が発生すると建物の倒壊だけではなく、津波や火災などで被害が広範囲に及ぶことが予想されます。また、今後も「南海トラフ地震」など大規模地震の発生が想定されます。



近年発生したM6.0以上の主な地震

- 2021年3月20日 宮城県沖(M6.9)
- 2022年1月22日 日向灘(M6.6)
- 2022年3月16日 福島県沖(M7.4)
- 2023年5月5日 石川県能登地方(M6.5)
- 2023年6月11日 苫小牧沖(M6.2)
- 2024年1月1日 石川県能登地方(M7.6)
- 2024年4月17日 豊後水道(M6.6)
- 2024年8月8日 日向灘(M7.1)



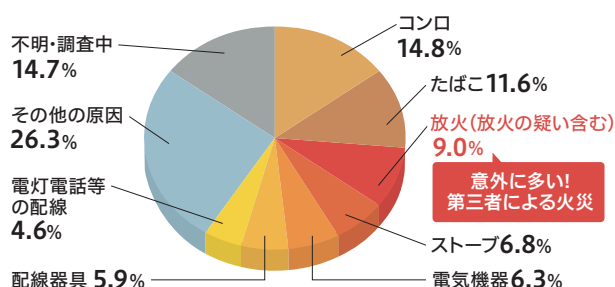
気象庁HP「日本付近で発生した主な被害地震」を参考に一部抜粋

もらい火や放火などで思わぬ被害も！ 火事

自宅で火災を起こさないように気をつけていても、他人の家からのもらい火のほか、放火、消火活動で被害が出ることもあります。



住宅火災の出火原因



消防庁「令和5年(1~12月)における火災の状況(確定値)」より

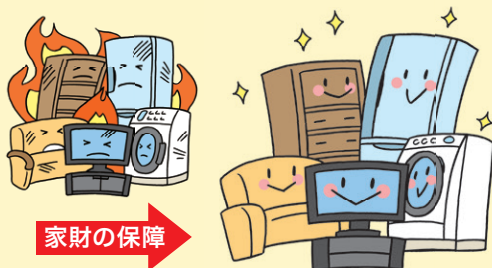


保障の備え方のポイント

持ち家にお住まいの方

住宅 + 家財 で加入し、 万一来にしっかり備えましょう!

火災保障は「住宅の保障」と「家財の保障」、それぞれ加入する必要があります。住宅ローン組んだときの保障は、住宅のみの保障の場合もあります。万一来のとき、住宅の再建だけでなく、元通りの生活を取り戻すためにも**家財の保障を備えておくことをおすすめします。**



特に住宅ローンが残っている方は 地震の保障にも加入しましょう!

地震(地震が原因による火災含む)で家が全壊・全焼しても、火災保障のみに加入の場合は地震に関する保障がないケースが多く、住むところを失ったにも関わらず、住宅ローンだけが残ってしまいます。



住宅ローンの負担を軽減し、スムーズに生活再建をするためにも、**地震保険や自然災害共済など、地震に関する保障にも加入することをおすすめします。**

賃貸住宅にお住まいの方

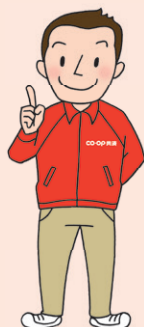
自身の家財だけでなく、原状回復義務のある住宅に対して 借家人賠償責任に関する保障の加入を!!

火災等により賃貸住宅に損害が出た場合、借主には住宅の原状回復義務があります。**家財の加入だけでなく、借家人賠償責任に関する保障にも加入することをおすすめします。**



近隣への延焼や自宅が火元でない場合の 火災にも備えが必要?

自宅が火元となり近隣を延焼させてしまった場合、「失火責任法」により損害賠償責任は生じませんが、ご近所の方が生活再建できないという事態を避けるための備えも検討しましょう。この場合は、「**類焼損害保障**」の特約を付帯することで備えることができます。



また、逆に近隣の火災によって自宅が損害を受けるケースもあります。この場合は自分の火災保障で経済的負担を補てんする必要があります。**必要な保障を備えることでご自身の住宅・家財を守りましょう。**